

令和3年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益社団法人宮崎県林業労働機械化センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	新規参入者確保相談・ 指導事業委託業務	林業への新規参入希 望者の相談・指導 や、労働条件等の総 合的な情報の収集・ 提供	6,023,600	第167条の2第1項 第2号	(公社)宮崎県林業労働機械化センターは、 林業労働に関して幅広い知識と技術を有す るとともに、「林業労働力の確保の促進に関 する法律」第11条で規定される林業労働力 確保支援センターとして本県で唯一指定され ている。 当業務は、新規参入者の確保相談や指導を 実施するものであり、前述のとおり林業労働 部門に精通している当該法人にしかできない 業務であることから、当法人と随意契約を締 結することとしたものである。	環境森林部 山村・木材振興 課
2	林業担い手確保対策事 業(新規就業情報発信 事業、労働安全衛生管 理指導事業)委託業務	林業就業に関する情報 発信や、林業就業希望者 を対象とした就業相談会 の開催、林業事業主等に 対する労働安全衛生管 理体制についての指導 等	10,382,900	第167条の2第1項 第2号	(公社)宮崎県林業労働機械化センターは、 林業労働に関して幅広い知識と技術を有す るとともに、「林業労働力の確保の促進に関 する法律」第11条で規定される林業労働力 確保支援センターとして本県で唯一指定され ている。 当業務は、林業労働力の確保に関する法律 に基づく改善計画の作成指導等で林業事業体 と密接に関わり、林業労働部門に精通してい る当該法人にしかできない業務であることか ら、当法人と随意契約を締結することとした ものである。	環境森林部 山村・木材振興 課